

安定型産業廃棄物 5 品目の抜本的見直し等を求める意見書

現行の安定型産業廃棄物最終処分場は、性質が化学的に安定しているとされる産業廃棄物 5 品目を処分する最終処分場です。その構造は「遮水工」といわれる、埋め立て処分場内の汚水を処分場外の地中へ浸出するのを制御するための工作物を敷設しない素掘りの穴であり、処分場からの浸透水に対する処理も法令上は不要なため、有害物質を含む廃棄物が埋め立て処分された場合、有害物質が処分場外に流出する欠陥があります。そのため、全国各地で問題を起こしています。

問題点の 1 つは、5 品目の中には酸性雨などにさらされると化学変化を起こし有害物質を溶出させる、廃プラスチック類やゴムくず、金属くずなどが含まれていることです。

問題点の 2 つ目は、5 品目とそれ以外の産業廃棄物との分別が不可能で、5 品目以外の有害物質の混入が避けられない実態があることです。

国も問題点を認識し、関係法令の「改正」を行ってきているところですが、安定型処分場における有害物質の処分場外への流出・拡散の危険性の問題は全く解決されていません。

この間、安定型処分場の設置・操業に対する反対運動が各地で起き、訴訟が提起されていますが、司法は、5 品目とそれ以外の物質の分別が困難であるとして、住民の訴えを認め、安定型処分場の設置、あるいは操業の差し止めを求める判決を出しています。

よって、政府に対し、速やかに次の事項を実施されるよう強く要望します。

- 1 関係法令を改正し、安定型産業廃棄物の 5 品目の類型を抜本的に見直すこと。
- 2 安定型産業廃棄物最終処分場の新規立地の許可基準を裁判例等をもとに厳格に見直すこと。

- 3 管理型産業廃棄物最終処分場に設けられている排水基準を安定型産業廃棄物最終処分場にも適応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年12月17日

三原市議会

内閣総理大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣 へ